

議 事 録

会議の名称	令和８年度 第１回大竹市子ども・子育て会議
開催日時	令和８年７月２８日（火）１８：３０～１９：３０
開催場所	大竹市役所 １階職員休憩室
出席者氏名（敬称略）	別紙資料（１５名）
欠席者氏名（敬称略）	三家本委員
事務局職員氏名	別紙資料
会議次第	１ 開会 （１）あいさつ（大竹市健康福祉部長） （２）委員の紹介 ２ 大竹市こども家庭センターについて ３ 議題 ○協議事項 （１）保育提供体制の確保のための実施計画について （２）その他 ４ 閉会
配付資料の名称	資料 大竹市子ども・子育て会議委員名簿 資料１－１ こども家庭センターイメージ図 資料１－２ こども家庭センターチラシ 資料１－３ 大竹市こども家庭センター夏祭り in ゆめタウン大竹 資料２ 保育提供体制の確保のための実施計画について 資料３－１ 保育提供体制の確保のための実施計画 １．令和７年度以降の保育需要と提供体制 資料３－２ 申込者数（保育ニーズ）算定の考え方 資料４ 保育需要と提供体における課題【特定教育・保育施設】 参考資料 大竹市子ども・子育て支援事業計画概要版
その他	

協議内容	
進行	それでは定刻となりましたので、ただいまから令和8年度第1回『大竹市子ども・子育て会議』を開催いたします。 本日の会議の開催にあたりまして、大竹市健康福祉部長 中村 一誠よりご挨拶申し上げます。
健康福祉部長	皆さん、こんばんは。 ただいまご紹介いただきました健康福祉部長の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 今日もうだる暑さでございましたけれども、また皆さんお疲れのところですが、このような時間にお集まりいただきましてありがとうございます。 また会議の開催にあたりましてこの度は、委員に交代がありまして、3名の方が就任をされております。新たに委嘱された3名の方におかれましては快くお引き受けをいただきまして誠にありがとうございました。 本市は本年4月に「こども家庭センター」を設置いたしました。 詳しくは、この後事務局から説明をいたしますが、「おおたけネウボラ」と児童家庭相談を統合いたしまして、関係機関とも連携をとりながら、子どもにまつわる悩みや課題を一体的に支援してまいります。 さて、大竹市子ども・子育て会議は市長の附属機関という位置付けになります。 委員の皆さま方には、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関することや、大竹市子ども・子育て支援事業計画、についてが議題になりますので、本市の子ども・子育て支援施策の推進という視点で、調査や審議をしていただけたらと思います。 また、本日、皆様に審議をお願いする主要議題は、保育提供体制の確保のための実施計画についてのご意見を頂きたいと存じます。 変わりゆく、子ども・子育てを取り巻く制度や、地域環境に合わせた子育て支援施策が展開できるよう、子育てをされている方や、子育て支援に関わっている方から、実態に即した多くの意見をいただきたいと思います。 そして本市が、より子育てしやすく、住みやすい、魅力的なまちになっていきますよう、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。 開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
進行	この会議は、大竹市附属機関設置に関する条例で定める市長の附属機関になっておりまして、同条例第8条第2項により、会議は委員の半数以上の出席で成立することとなっています。
事務局	本日までにご欠席の連絡があった方の報告をさせていただきます。 三家本委員、1名です。 現在の委員の総数は、16名でございますが、本日の出席者は15名ということで半数以上となっておりますので、会議は成立していることを報告します。
事務局	つづいて、委員のご紹介をさせていただきます。新たに委嘱させていただいた委員もでございますので、改めて委員の皆さまのご紹介をいたします。 資料に記載の名簿順に読み上げさせていただきます。所属と選出区分についても記載しておりますので併せてご覧ください。

	《委員紹介》
事務局	また、今年度の事務局体制については、配付資料「大竹市子ども・子育て会議委員名簿」の下部に記載しておりますので、各自ご覧ください。
進行	次第2「大竹市こども家庭センター」に移ります。 本年4月に機構改革があり、健康福祉部にこども家庭課が新しくできました。保健医療課から保健予防係の母子保健担当が移動し母子保健係となり、福祉課から児童係とこども家庭支援係が移動し3係で構成しております。 また、母子保健係とこども家庭支援係の2係から成る「大竹市こども家庭センター」を新設しましたので、簡潔にご説明させていただきます。
事務局	それでは、大竹市こども家庭センターについて説明をさせていただきます。 本日配付の資料1-1「大竹市こども家庭センターイメージ図」をご覧ください。 大竹市こども家庭センターは、母子保健の機能と児童福祉機能を一つのセンターとして統合し、一体的な支援の実施を行うために設置されたものです。 母子保健の機能としましては、保健師や管理栄養士が妊娠期、出産前後、子育て期の妊産婦さん、子育て期の母子保健に相談及び対応にあたります。 また、児童福祉の機能といたしましては、こども家庭支援係と家庭児童相談室の家庭相談員が子ども・子育てに関するお悩みや不安などの対応にあたります。主な相談内容としましては、こどもや家庭、妊婦さんからの相談が多いのですが、しつけの問題、看護の問題、育児疲れ、非行相談など多岐にわたっております。また、虐待、ヤングケアラーなどの通報や相談にも対応しております。かつ児童相談所や子どもの所属機関との連携や支援をいたしております。 この母子保健の機能と児童福祉の機能を一体的な事業として、利用者支援事業これを本市では、「おおたけネウボラ」と称して、実際に生まれる前の妊婦さんや子育て世帯に対する事業を行っております。 この事業はにじいろこども園の中にあるどんぐりハウスという子育て支援センターで実施しております。 また、この「こども家庭センター」が他機関との資料下の部分のグレーの囲みの所属機関と様々な連携を行っています。 このように母子保健と児童福祉の機能が一体的となり、「こどものことなら」「こどものことで悩みがある、相談がある」という場合には、「こども家庭センター」にご一報くださいというふうに、市民の方や子育て期の方、関係機関の方に今周知をしているところです。 また新しくできた「こども家庭センター」をアピールするために、資料1-2「こども家庭センター」というチラシを作成いたしました。 この「こども家庭センター」のチラシと合わせ、「こども家庭センター」のことを広く知っていただくために、8月18日にゆめタウン大竹ゆめ広場で「夏まつり」と題して「こども家庭センター」のことを知っていただくための楽しい企画を開催する予定としております。 こういったことを、おむつ等宅配事業の対象世帯や、学校に協力をいただきまして、多くの方に知っていただくため、こういったチラシを配布しております。 以上簡単ですが、こども家庭センターの説明とさせていただきます。
進行	それでは、ここからの進行は、鶴田会長にお任せいたします。よろしくお願いいたします。

会長	それでは、早速ですが、会議を進行してまいりたいと思います。 なお、議事の円滑な進行のため、事務局の説明、委員の発言等については、着席したままでお願いします。 また、本日の会議は、おおよそ 19 時 45 分までには終了できるよう、円滑に進めてまいりたいと思います。 それでは、議題に入ります。協議事項（１）「保育提供体制の確保のための実施計画について」です。 事務局は説明をお願いします。
事務局	「保育提供体制の確保のための実施計画について」 ご説明をさせていただきます。資料 2 をご覧いただければと思います。 はじめに、保育政策の新たな方向性についてです。国は令和 3 年度から令和 6 年度末までの 4 年間で、待機児童解消のために、保育の受け皿を整備する「量の拡大」のため、各自治体へ財政支援を実施していました。令和 7 年度以降については、国は、待機児童対策は進んできた一方で、全国的に見ると「過疎地域などでは定員充足率が低い地域もあること」「保育の質の向上や保育園の多機能化に対応していく必要があること」から、保育政策の方向性を「量の拡大」から「質の向上」へ転換し、市町村のニーズに対応した持続可能な保育提供体制の確保を行うこととする「保育政策の新たな方向性」というものを示しました。 大竹市は、この方向性に基づいて「保育提供体制確保のための実施計画」を作成して、引き続き国から必要な財政支援を受けたいと考えています。 令和 8 年度から、この実施計画は、将来における保育需要の把握が十分であるか、当該需要に基づいた提供体制を確保するための計画となっているかなどを確認する観点で、地方版子ども・子育て会議において、すなわち本会議において承認を得る必要があると変更されましたので、今回の協議事項とさせていただきます。 承認していただきたい実施計画の内容は、下の太字である「○保育提供体制の確保のための実施計画」及び「○保育の需要と提供体制における課題」の 2 点です。 まず、保育提供体制の確保のための実施計画からです。 【作成にあたっての考え方】のとおり、人数を見込んで計画を作成しました。 資料 3-1 「保育提供体制の確保のための実施計画」をご覧ください。令和 7 年度以降の保育事業とその提供体制についてまとめているものです。表の一番上、①就学前児童数の欄があります。就学前児童数につきましては令和 7 年 4 月 1 日時点では 839 名でしたが、年々減少傾向ですので、令和 9 年度以降もこの傾向が続くものと見込んでいます。具体的な減少率については、資料 3-2 の算定式をご覧ください。例えば、0 歳児ですと、令和 3 年から令和 7 年の各 4 月 1 日時点の人口の減少率は平均して 9.7% でしたので、資料 3-1 の見込み・計画数は、該当の年の前年の見込み・計画数の 9.7% にあたる数を記載しています。資料の令和 8 年 4 月 1 日には実績が入っているため、前年の 9.7% にはなっていないのですが、1 回目提出の 2 月に作成した時点では、令和 7 年 4 月 1 日時点の人数 1,262 人の 9.7% にあたる 122 人を、見込み・計画数として記載していました。 次に、②申込者数につきましては、資料 3-2 の算定式をご覧ください。例えば 0 歳児ですと、令和 3 年から令和 7 年の各 4 月 1 日時点の申込率は、平均 10.5% でしたので、資料 3-1 の①の就学前児童数の 10.5% にあたる人数を申込者数として記載しています。 続きまして、下から二つ目の利用定員数（整備量）のところ です。令和 7 年 4 月 1 日時点では、大竹市全体で 675 人の定員を用意できていました。この定員は、2・3 号の定員数（認定こども園、認可保育所、小規模保育所）です。令和
事務局	

8年度については、玖波保育所の定員数が15人少なくなったこと、大竹中央幼稚園が幼稚園から認定こども園になったことで2号の定員が32名を増加したことで、市全体で17人増やして692名になりました。令和9年度以降も定員は変わらない見込みです。

最後に、一番下の待機児童数です。令和7年度、令和8年度ともに待機児童数はありません。令和7年度以降の保育需要と提供体制については以上です。

資料2にお戻りいただきまして、保育の需要と提供体制における課題をご覧ください。ただければと思います。保育人材不足や多様化する保育ニーズへの対応、持続可能な保育施設運営支援の観点から、保育士宿舍借り上げ支援事業を継続して実施する計画とします。簡単に事業の概要を説明しますと、保育士の宿舍の借上げを行う事業者に対する、最大で月82,000円の補助金事業です。イメージは「家賃補助」のようなものです。大竹市では要綱で、最大月43,000円と定め、予算としては4名分組んでおります。

資料4をご覧ください。こちらにも計画とあわせて国に提出した様式です。

(1) ①採択種類は、「採択3（その他の地域課題）」、次のページの②財政支援では、「D 保育士宿舍借り上げ支援事業」を選択しました。この様式の趣旨としては、次のページの「(4) - 1『①課題』に記載の状況にあるので、『②今後取り組むべき内容』にもあります環境の整備に取り組むため、保育士宿舍借り上げ支援事業を実施して、(4) - 2 保育士の就業継続及び離職防止に繋がりたいと計画しています。」ということです。(5)にある子ども・子育て会議で承認を得る時期は、実施計画を作成した時点で本会議の日程決定前でしたので、令和8年7月～8月となっています。ご承認のほどよろしくお願いします

つづいて説明は以上ですが、事前にいただいた質問がありますので、この場で回答します。

質問は7ついただきました。

1つ目が資料4 - 1 ②課題について、

「仕事と子育てを両立できる環境の整備」及び「必要なときに安心して子どもを預けられる環境の整備」を掲げていますが、財政支援を必要とする理由として「保育士の就業継続及び離職防止につながる」と記載されています。これらの地域課題と保育士宿舍借り上げ支援事業が、具体的にどのようなつながるのでしょうか。というご質問をいただいています。

回答としましては、仕事と子育てを両立できる環境の整備」及び「必要なときに安心して子どもを預けられる環境の整備」には、十分な利用定員数を確保することが必要と考えます。十分な利用定員数を確保するということは、児童を預かる保育士の数を安定して確保するつまり継続して働いてもらうということです。家賃を補助することは継続して同じ園で就業することにつながると考えます。

2つ目の質問です。

宿舍借り上げ支援事業によって、資料3 - 1の保育提供体制は具体的にどのように確保されるのでしょうか。保育士の確保や定着によって、どのような効果を見込まれていますか。という質問です。

回答としましては、宿舍借り上げ支援事業による保育提供体制への影響・効果としては、利用定員数の維持につながると考えています。

3つ目の質問です。資料2に関する質問です。

令和8年度は1施設4人の利用を見込んでいますとありますが、この4人はどのような根拠で算出された人数なのでしょうか。施設からの申し出や意向調査などに基づく人数なのか、それとも市が独自に見込んだ人数でしょうか。という質問でした。

事務局	回答としましては、4人という人数は、令和4年度からの対象者数を基に、市が独自に見込んだ人数です。毎年平均3人の利用がありますので、3人に加え幅をもたせてもう1人の4人で予算計上しました。 4つ目の質問です。 利用を見込んでいる4人は、新規に採用される保育士を対象としたものなのか、それとも現在勤務している保育士を含むものなのか教えてください。という質問でした。 回答としましては、保育士宿舍借り上げ支援事業の対象は、保育士として採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士となっています。 5つ目の質問です。 対象者が複数いる場合、どのような基準で支援対象者を選定するのでしょうか。また、支援を受けられる保育士と受けられない保育士がいる場合、どのように公平性を担保するのでしょうか。という質問でした。 回答としましては保育施設からは制度について周知があると思いますので、家賃補助が必要な方には行き届いていると考えます。 6つ目の質問です。 保育士への支援には、給与改善、家賃補助、通勤費支援、研修支援などさまざまな方法が考えられます。の中で、宿舍借り上げ支援事業を選択した理由を教えてください。また、通勤支援など他の支援策と比べて、保育士の確保や離職防止に効果的であると判断した根拠を教えてください。という質問でした。 回答としましては、給与改善、通勤費含む諸手当、研修支援は、別の負担金があり、毎月園に支払っていますので、職員に還元ができていると考えております。そのため、還元できていない家賃補助をすれば職員の処遇改善となり、就業継続に繋がると考えています。 7つ目の質問です。 対象となる保育士への補助は、1人当たり何年間を想定しているのでしょうか。また、利用実績や採用、就業継続、離職防止などの効果をどのように検証するのかお伺いします。という質問でした。 回答としましては、対象が保育士として採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士なので、一人当たり最長5年となります。利用実績は、補助金の実績報告の際に保育施設から報告があるので、そちらで就業継続しているかどうか確認しております。令和4年度から継続して家賃補助を受けている職員もおりますので、家賃補助の効果は一定数あると考えます。 事前にいただいた質問に対する回答は以上です。
会長	ただいまの説明に関しまして、事前にいただいた質問に対する回答がありましたが、他にどなたか質問ありましたらお願いします。
委員	確認なのですが、これまでも国による家賃補助事業があり、今年度以降自治体が国から引き続き補助を受けるためには本会議での承認が必要となったという理解で良いでしょうか。
事務局	そのとおりです。
委員	過去も同じ課題があって、今も同じ課題が残っているということですか。保育士の就業にかかる支援が必要な要素として、この家賃補助が非常に有効的であつ

	たっている風に考えられているっていうことで良いのでしょうか。
事務局	就業継続や離職防止のために保育士に対する家賃補助が効果的だと考えています。
委員	もう一つ確認をさせてもらいたいんですけども、女性の就業率上昇やひとり親世帯の存在などが課題であり、この課題を解決するために、保育士の確保が必要で、その確保のためにこの家賃補助をするっていうことでいいんですかね。
事務局	女性就業率が上昇しているほか、150 世帯を超えるひとり親世帯が存在しているということ自体が課題というよりは、上記のような方が就業するにあたって、日中子どもを世話する人が必要となり、つまり子どもを保育所に預けないといけないという環境の方が増えたという意味で資料に記載しています。そういう方が必要な時に安心して預けられるために、ある程度定員数を維持しないといけません。そのためには定員を維持するため保育士の方に継続して就業してもらう必要があると考えています。以上のことから宿舍借り上げ事業を国に申請しています。
委員	ありがとうございます。あともう 1 点教えてください。今回の借り上げ支援は、補助金の申請が 1 施設 4 名の利用っていうことだったんですが、大竹市でいくつかの保育施設があって、各施設が活用できる最大の枠が 4 名っていう理解ですか。それとも大竹市全体として 4 名分の補助なのでしょうか。
事務局	大竹市全体で 4 名の枠です。すみません紛らわしい書き方をしたんですが、この補助金を希望されている施設が 1 施設あって、当該施設で 4 名分を活用するという意味で記載しました。本市は本補助事業の対象施設が今のところ 1 施設しか把握していません。各施設に 4 名分の補助というわけではなく、当該 1 施設でその中で本事業の対象となる方は平均としては 3 名なんですけれども、余裕を持って 4 名分確保しているという状況です。
健康福祉部長	市全体で枠を 4 名分とっており、把握しているのは 1 施設であるという状況です。
委員	今の説明だと、保育施設側から支援の要請があったから 4 名の枠を設けましたっていう風に聞こえたんですけど、全保育施設に対してこういった補助がありますよっていうところは各施設が認識されていて、その中で手を挙げられた保育施設が 1 施設だけだったっていう理解で良いのでしょうか。
事務局	宿舍借り上げ補助制度が始まった当初、補助の周知をどのようにしていたのかは不明ですが、これは当該制度以外にも当てはまることですが、施設から当市に困りごとの相談があり、その困りごとを解消できるような補助制度を紹介しています。厳密には周知とは言えないかもしれませんが、このような対応をしています。 今回の話に置き換えますと、この施設が大竹に保育施設を設置するにあたって宿舍借り上げ補助を利用したい旨の相談を持ちかけられたのが最初の経緯となっています。
委員	わかりました、ありがとうございます。この補助金を申請すること自体には全然異論はなくて、ただ各施設が平等にこの支援の存在を知っていて、各施設が平等に保育事業の維持ができるような体制である必要があると思って確認させても

	らいました。ありがとうございます。
会長	ありがとうございます。その他にご質問等はありませんでしょうか。
委員	私はこの制度について全く知りません。聞いたことがないです。
副会長	この借り上げ事業の件なんですけれども、実際保育士の不足というのは生じているのか、というところと、継続して約3名程度の方がずっと住まわれているってことはわかるんですが、その残りの1名分のお金が浮いてしまっている状態だと思いますので、各施設に周知徹底またはご案内していただけたらなと思うところですよ。 それから、当該制度を利用している3名が継続してずっとこの4年間ずっと住まわれているのかについても知りたいんですけども、それで、この事業をやったことによってずっと住まわれているのかについて、また、現時点で追加1人または2人追加されて枠一杯の4名になっているのかといった、事業の効果について知りたいです。よろしくお願いいたします。
事務局	借り上げ補助によって住まわれている方が平均して3名なんですけれども、継続してずっと住んでいるかということについては、ご家庭の事情で退職された方もいるので、皆さんずっと住まわれているわけではないんですが、令和4年度で対象となる方が3人おり、そのうち2人は令和7年度の実績報告でも上がっておりますので、少なくとも2人は継続して同じところにお住まいです。そしてその継続できなかった残りの1名についても、1年間というよりは、2か年にまたがって該当していて、その後どういった理由で補助対象から外れたかについては調べきれないんですけども、令和4年から5年にかけて対象となった方と、人が変わって、令和6年から令和7年にかけて利用されるといった、対象者の出入りがありました。いずれにしても少なくとも2名は継続して就業継続が確認できています。もう一つのご質問についてもう一度教えていただけますでしょうか。
副会長	他の施設に対して、どのように周知徹底をするのかっていうところも、今後この内容を承認するっていうところで、一つの論点になってくるのかなと思うんですけども、その点も改めて教えていただけたらなと思います。
事務局	委員もおっしゃったとおり、制度について知らない方や知らない施設もあったということで、先ほどもご説明したところですが、これまでも、何か困っているといえますか、解決したいことがあるということをまずは相談していただき、一緒に考えて、こういった制度に申請してみましようといった体制を一応作っていたつもりでした。 全ての施設に該当する・しないに関わらず、補助制度について周知することで、施設の運営をされる方に関心を持つきっかけにさせていただけるかと思いますので、今後はメールなどで情報提供していきたいと考えます。ありがとうございます。
副会長	ありがとうございます。その点に加えて、今後多くの施設の方が宿舍借り上げ補助制度を利用されるということになるかと思うんですけども、その際の選考基準をより明確にする必要があるのではと感じます。実際既に住まわれている方というのは、勤務されて5年目以降になると出られることになるかと思うんですが、枠が空くまでにどのような基準で、次の方を入れるのかとか、そういう基準というのを明確にしていけないと、この事業っていうのがなかなか難しくなってくるのではないかなと思います。

委員	副会長が言われた話で5年以内っていう話だったんですけど、ちょっと聞き逃していたら申し訳ないんですけど、これは国の規定が5年以内と決まっているんでしょうか。それとも大竹市で5年以内という基準を設けているんでしょうか。 と言いますのが、目的が保育士の就業継続及び離職防止ということで5年でなくなるってことは、新規採用後5年以内の方だけをターゲットにしているのかなという印象を受けたのと、本当に就業継続とか離職防止でしたら、就業後5年以内ではなくて、長く勤めていただきたいなと考えると、5年という基準が設けられている理由が知りたいなと思ったんですがいかがでしょうか。
事務局	5年という基準が国の要綱で定められているので、対象年数は変えられないんですけども、当市で決めている事と言えば、資料2のとおり国の要綱では月82,000円の補助ができるというところを、当市では家賃の相場も考慮して、43,000円と下げて設定しています。委員がおっしゃるように確かにベテランの方にも就業を継続していただいた方がいいかとは思いますが、それに繋がるようなこと、例えば別の負担金で給与改善や職遇改善をしていると申し上げたのですが、その枠組みの中でできることを考えていきたいです。その負担金にもベテラン職員が就く役職があるんですが、該当する役職の方が居れば補助が加算されるといったものなので、そういった形で還元できそうなところは還元をできるように考えていきたいと思います。
会長	何か質問等は他にありますか。先ほどから周知の話が出ているところだと思んですけども、今回はもう周知はちょっと間に合わないっていう形になるのでしょうか。
事務局	そうですね。この補助金は実施計画とは別に、交付申請やそれ以前の所要額調査といって、いくら使う見込みですかっていうのを聞かれるんですけど、既に回答を終えています。所要額調査で回答した額より多い金額で交付申請することは難しいので、市内各施設の意向を反映させて申請するとなると、今年度に周知して、来年度以降ではないかと考えています。
会長	市内各施設の意向調査を経て申請をするといったようなことがなされるとより良くなってくるのかなっていう気がいたしましたので、その点についても検討していただける良いかなと思いました。ありがとうございます。 他に何かご意見等はないでしょうか。大丈夫でしょうか。
事務局	周知のことで、良く利用できるようにして行く必要はあるのですが、各施設に周知したとしても国からの交付額も約束はできないでし、半分は市が支出します。申請すれば皆さんに補助出来るわけではないんです。先ほど副会長が言われたように、基準などをしっかり見直してからというところが大事になります。ですから、そこを市でしっかり考え直して、固めてからでないと大々的な周知は難しいです。今まで正直言って周知に消極的だったところがあります。相談があればご提案するといった方法をとっていました。積極的にやるために市も見直す時間も必要があると感じました。 それからこの事業自体ベテランの方への離職防止等について、委員からご質問がありました。確かにそのとおりなんですけど、どちらかというとこれ地域格差を無くすための職員の新規獲得に重点を置いた制度だと思っています。そういった色の強い事業だということもご理解いただけると幸いです。
会長	他に大丈夫そうでしょうか。

委員	今聞いた範囲で考えてみるんですけど、どこの誰にその補助を出すかってすごく難しいですよ。給料安いから補助しようとなるなら、そもそも給料を上げるべきということになるじゃないですか。これは本当に国の制度にあるんですか。制度に関する資料を見てないので言えませんけれども、国ってそんなお粗末なルールを決めるんだらうかと思います。例えば「東京であれば保育所足りませんから家賃補助とかバンバン出して、地方の学校などから職員をかき集めます。地方から東京に来たら、こんな条件で雇います」というやり方なら理解できます。しかし本件は地方が決めたわけじゃなくて、国が決めるからおかしいんですね。大竹市とか広島県が、東京が実施しているように周辺区域の状況を考えながら実施するなら良いと思うのですが、一番豊かにやっている東京が、地方に対してはっきりした目的を持たずに、「困っているならちょっとばら撒け」っていう感じに見えるんです。基準など具体的に設定して実施していくのはものすごい難しいと思います。
事務局	委員のおっしゃるとおりです。消極的にならざるを得ないと感じます。基準などをこと細かに決めないといけないのは自治体ですから、先ほどよく考えてから広く周知したいと申し上げましたが、どうやって方法を決めていったら良いのかと不安はあります。
会長	なかなか難しいところなんだろうというのも思いました。はい他に何かご意見やご質問は大丈夫でしょうか。
委員	あの事前に質問があって回答いただいた内容は後ほどのメールとかで資料はいただけるんでしょうか。
進行	今回の会議録を作成し、周知させていただくのですが、その際に事前に質問いただいたことに対する回答も併せて記録に致します。
会長	ありがとうございました。それでは最後にその他ということで、事務局よりお知らせなどありましたらよろしく願いいたします。
事務局	ありません。
会長	では本日の協議事項は全て終了いたしましたので、進行事務局に戻します。ご協力ありがとうございました。
進行	これで令和8年度第1回大竹市子ども子育て会議を終了とさせていただきます。大変お疲れ様でした。